

神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 26 日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第 5 号

神戸市特定歴史公文書等の保存及び利用等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市公文書等管理条例（令和 8 年 3 月条例第 28 号。以下「条例」という。）に基づき、特定歴史公文書等の保存及び利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定歴史公文書等の保存)

第 3 条 市長は、神戸市歴史公文書館条例（令和 8 年 3 月条例第 29 号）により設置された神戸市歴史公文書館（以下「歴史公文書館」という。）において、特定歴史公文書等を永久に保存するものとする。

2 市長は、特定歴史公文書等の保存場所の温度及び湿度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、特定歴史公文書等の長期保存及び利用のため、必要に応じ、記録媒体の変換、複製物の作成、修復その他の適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報漏えい防止のために必要な措置)

第 4 条 市長は、特定歴史公文書等に個人情報が記録されている場合には、条例第 14 条第 3 項の規定による当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限のための措置

(2) 歴史公文書館の職員に対する教育及び研修の実施

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

(特定歴史公文書等の目録の記載事項)

第5条 市長は、条例第14条第4項の規定により作成する特定歴史公文書等の目録に、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、当該事項に条例第16条第1項第1号に掲げる情報が含まれている場合又はやむを得ない理由により当該事項を記載できない場合にあっては、この限りでない。

- (1) 資料番号
- (2) 分類
- (3) 名称
- (4) 当該特定歴史公文書を所管していた実施機関等又は寄贈若しくは寄託した者の名称又は氏名
- (5) 作成若しくは取得をした年度又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
- (6) 媒体の種別
- (7) 前各号に掲げるもののほか、適切な保存及び利用に資する事項
(特定歴史公文書等利用請求書の記載事項等)

第6条 条例第15条第1項の規定により利用請求をしようとする者は、特定歴史公文書等利用請求書（以下「利用請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 条例第15条第2項第3号に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用請求に係る特定歴史公文書等の資料番号
- (2) 利用の方法
- (3) 利用請求をしようとする者の連絡先（法人その他の団体にあっては、当該利用請求の担当者の氏名及び連絡先）
(簡易な方法による利用)

第7条 条例第15条第2項ただし書に規定する市長が利用請求書の提出を要しないと認める場合は、利用請求に係る特定歴史公文書等が条例第16条第1項各号に規定する場合に該当しないことが明らかである場合とする。

2 条例第15条第2項ただし書に規定する市長が定める簡易な方法は、利用請求しようとする者が特定歴史公文書等簡易利用申込書を提出する方法とする。

3 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、速やかに当該申込書に係る特

定歴史公文書等の全部を利用させるものとする。

(利用請求の却下)

第8条 市長は、利用請求者が条例第15条第3項の規定による利用請求書の補正の求めに応じない場合は、当該利用請求を却下するものとする。この場合において、市長は、速やかに特定歴史公文書等利用請求却下通知書によりその旨を当該利用請求者に通知するものとする。

(利用請求に対する決定通知書)

第9条 条例第17条第1項の規定による通知は、特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定をした場合にあっては特定歴史公文書等利用決定通知書により、特定歴史公文書等の一部を利用させる旨の決定をした場合にあっては特定歴史公文書等部分利用決定通知書により行うものとする。

2 条例第17条第2項の規定による通知は、特定歴史公文書等利用制限決定通知書により行うものとする。

(利用決定等の期限延長に係る通知書)

第10条 条例第18条第2項の規定による通知は、利用決定等期限延長通知書により行うものとする。

2 条例第19条第1項の規定による通知は、利用決定等期限特例延長通知書により行うものとする。

(本人確認手続)

第11条 条例第20条に規定する本人であることを示す書類で市長が定めるものは、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1) 利用請求をしようとする者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をしようとする者が本人

であることを確認するに足りるもの

- (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該利用請求をしようとする者が本人であることを確認するため市長が適当と認める書類
(第三者保護に関する手続)

第12条 条例第21条第1項及び第2項に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項（第2号に掲げる事項にあつては、同条第2項に該当する場合に限る。）とする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第21条第1項及び第2項の規定による通知は、意見照会書により行うものとする。

3 条例第21条第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者による意見書の提出は、利用決定に係る意見書により行うものとする。

4 条例第21条第3項の規定による通知は、利用決定に関する通知書により行うものとする。

(電磁的記録の利用方法)

第13条 条例第22条第1項に規定する市長が定める方法は、次に掲げる方法であつて、市長が現に使用している専用機器又は保有するプログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるものとする。

- (1) 電磁的記録を日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録に記録されている音声を再生したものの聴取
- (3) 電磁的記録をディスプレイ（市長が現に使用しているものに限る。）により出力したものの閲覧又は視聴

- (4) 電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
- (5) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付
- (6) 電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルであるものに限る。）に複写したものの交付
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が相当と認める方法
（閲覧又は視聴の方法等）

第14条 特定歴史公文書等の閲覧又は視聴は、歴史公文書館において行うものとする。

2 特定歴史公文書等の閲覧又は視聴をする者は、歴史公文書館の職員の指示に従うとともに、当該特定歴史公文書等を汚損し、又は破損することがないように、丁寧に取り扱わなければならない。

3 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認める場合は、特定歴史公文書等の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（写しの交付）

第15条 条例第23条に規定する交付に要する費用の負担は、当該交付を受ける前にしなければならない。

2 条例第23条に規定する費用の額は、次の各号に掲げる交付の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 文書、図画又は写真についての写しの交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 当該文書、図画又は写真を複写機により複写したもの（A3判までの大きさのものに限る。） 1枚（両面に複写された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあつては10円、カラーのものにあつては20円

イ 当該文書、図画又は写真をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（第13条第5号又は第6号に規定するものに限る。）に複写したもの 第13条第5号に規定する光ディスクにあつては光ディスク1枚につき100円、同条第6号に規

定する光ディスクにあっては光ディスク1枚につき120円に、それぞれ当該文書、図画又は写真1枚（両面に複写された用紙の電磁的記録を交付するときは、片面を1枚とする。）ごとに10円を加えた額

(2) 第13条第4号に規定する交付 1枚（両面に出力された用紙を交付するときは、片面を1枚とする。）につき白黒のものにあっては10円、カラーのものにあっては20円

(3) 第13条第5号に規定する交付 光ディスク1枚につき100円

(4) 第13条第6号に規定する交付 光ディスク1枚につき120円

(5) その他の方法により作成したものの交付 当該作成に要する費用に相当する額

(6) 写しの郵送に要する費用 当該郵送料に相当する額（郵便切手によるものとする。）

（諮問をした旨の通知）

第16条 条例第25条の規定による通知は、委員会諮問通知書により行うものとする。

（審査請求に対する裁決に基づく通知）

第17条 条例第26条において準用する条例第21条第3項の規定による通知は、審査請求に対する裁決に基づく利用決定に関する通知書により行うものとする。

（特定歴史公文書等の貸出し）

第18条 市長は、特定歴史公文書等（条例第16条の規定により利用させることができるものに限る。以下この条において同じ。）について、国、他の地方公共団体その他の公共的団体が開催する展示会その他の公共的目的を有する行事等において利用に供することが必要と認める場合は、第14条第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

（実施機関等による利用の特例）

第19条 条例第33条の規定により実施機関等が特定歴史公文書を利用する場合の手續については、別に定める。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第20条 条例第34条第1項に規定する特定歴史公文書等として保存されている文書等が歴史資料として重要でなくなつたと認める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 当該文書等の劣化が極限まで進行し、判読及び修復が著しく困難であり、利用ができなくなった場合

(2) 当該文書等が、他の特定歴史公文書等と内容が同一であり、かつ、不必要に重複している場合

(3) 当該文書等が、実際には特定歴史公文書等でないことが判明した場合

2 条例第34条第1項の規定により特定歴史公文書等の廃棄を行った場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。

(実施細目)

第21条 この規則の実施細目は、行財政局長が定める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。